

大阪市強靱化地域計画策定チーム設置要綱

(設置)

第 1 条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく「大阪市強靱化地域計画」の策定、及びその全庁的な推進、進捗状況の管理を行うことを目的として、「大阪市強靱化地域計画策定チーム(以下「策定チーム」という。)」を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定チームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく、「大阪市強靱化地域計画」の策定に関すること。
- (2) 「大阪市強靱化地域計画」の全庁的な推進及び、その進捗管理に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、必要な事項。

(組織)

第 3 条 策定チームは、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

- 2 リーダーは、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 サブリーダーは、危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 4 メンバーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(招集等)

第 4 条 リーダーは、第 2 条に掲げる事務を総括するとともに、策定チームの会議を招集し、会議の事務を総理する。

- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが不在の場合は、その職務を代行する。
- 3 リーダーが必要と認めるときは、メンバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

(分科会)

第 5 条 リーダーが必要と認めるときは、特定の課題について策定チームに分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、リーダーが指名するメンバーで組織する。
- 3 リーダーが必要と認めるときは、メンバー以外の者に分科会への出席を求めることができる。

(案)

(庶務)

第 6 条 策定チームの庶務は、危機管理室において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、策定チームの運営に関して必要な事項はリーダーが別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 10 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 9 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 月 日から施行する。

(案)

(別表)

大阪市強靱化地域計画策定チームメンバー				
リーダー	副市長			
サブリーダー	危機管理監			
メンバー	浪速区長 ¹⁾	西成区長 ²⁾	港区長 ³⁾	
	副首都推進局長	デジタル統括室長	都市交通局長	政策企画室長
	経済戦略局長	中央卸売市場長	総務局長	市民局長
	財政局長	契約管財局長	計画調整局長	福祉局長
	健康局長	こども青少年局長	環境局長	都市整備局長
	建設局長	大阪港湾局長	消防局長	水道局長
	教育長			

1) 2) 区長会議(くらし・安全・防災部会)の部会長・副部会長

3) 区長会議(くらし・安全・防災部会)設置「湾岸部津波対策の推進に係るワーキンググループ」メンバー